

2026年4月1日

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

東京都江東区豊洲三丁目1番1号
株式会社 I H I
代表取締役社長 井手 博



株式会社 I H I (以下、「I H I」といいます。) および株式会社 I H I セグメント (以下、「I H I セグメント」といいます。) は、2026年2月24日付で吸収合併契約を締結し、I H I を吸収合併存続会社、I H I セグメントを吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下、「本合併」といいます。) を、2026年4月1日を効力発生日として行ないました。

本合併に関する会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 吸収合併をやめることの請求および反対株主の株式買取請求

I H I セグメントは当社の100%子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 新株予約権買取請求

I H I セグメントは新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

I H I セグメントは、会社法第789条第2項および第3項に基づき、2026年2月27日付で官報により、債権者に対する公告を行ないましたが、異議申述期限である2026年3月27日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社に関する事項

(1) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法796条第2項本文に定める簡易合併に該当するため、I H I の株主には同法第797条第1項但し書きの規定により、株式の買取請求権が認められておりません。

(2) 債権者の異議

I H I は、会社法第799条第2項および第3項に基づき、2026年2月27日付で官報およびI H I 定款第5条に定める電子公告により、債権者に対する公告を行ないましたが、異議申述期限である2026年3月27日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

I H I は、本効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、I H I セグメントの資産、負債および権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

【別紙】のとおりです。

6. 変更の登記をした日

本効力発生日である 2026 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行なう予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

- (1) I H I は、本合併に際して、会社法第 796 条第 2 項の定めにより、株主総会の決議による本契約の承認を得ておりません。
- (2) I H I セグメントは、本合併に際して、会社法第 784 条第 1 項の定めにより、株主総会の決議による本契約の承認を得ておりません。
- (3) 本合併により I H I の資本金および準備金は増加しておりません。

以 上

【別紙】 吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

2026年2月27日

吸収合併に係る事前開示書類

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に基づく開示書面
吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

[吸収合併存続会社]

東京都江東区豊洲三丁目1番1号

株式会社 I H I

代表取締役社長 井手 博



[吸収合併消滅会社]

東京都江東区豊洲三丁目1番1号

株式会社 I H I セグメント

代表取締役社長 井上 忠幸



株式会社 I H I (以下、「I H I」といいます。) および株式会社 I H I セグメント (以下、「I H I セグメント」といいます。) は、2026年2月24日付で吸収合併契約を締結し、I H I を吸収合併存続会社、I H I セグメントを吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下、「本合併」といいます。) を、2026年4月1日を効力発生日として行なうことにいたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条ならびに会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併の内容

【別紙】のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

a. 最終事業年度に係る計算書類等

「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」よりご覧いただけます。

b. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

c. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に必要な影響を与える事象

I H I は、I H I セグメントの債務超過を解消するため、本合併に先立ち、同社に対して有する債権を放棄する予定です。

放棄する債権の内容 : 短期貸付金 約 34 億円

実施日 : 2026 年 3 月 31 日

(2) 吸収合併消滅会社

a. 最終事業年度に係る計算書類等

I H I セグメントの設立は 2025 年 7 月 25 日であり、第 1 期の事業年度は同日より 2026 年 3 月 31 日であるため、本書類作成現在、確定した最終事業年度はありません。

I H I セグメントの成立の日における貸借対照表の内容は、下表のとおりです。

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		負債合計	0 百万円
現金及び預金	30 百万円	(純資産の部)	
		株主資本	
		資本金	30 百万円
		純資産合計	30 百万円
資産合計	30 百万円	負債純資産合計	30 百万円

b. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

c. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に必要な影響を与える事象

I H I セグメントは、債務超過を解消するため、本合併に先立ち、I H I からの債務の免除を受ける予定です。

免除される債務の内容 : 短期借入金 約 34 億円

実施日 : 2026 年 3 月 31 日

5. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

- (1) I H I の 2025 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ 1,492,531 百万円および 1,163,131 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本合併の効力発生日までに I H I の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。
- (2) I H I セグメントは 2025 年 7 月 25 日に設立した会社であり、確定した最終事業年度はありませんが、2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産は 166 百万円、負債の額は 1 百万円未満となる見込みです。
- (3) 以上より、本合併における I H I の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。
- (4) 以上の点ならびに I H I の収益状況およびキャッシュ・フロー等に鑑みて、I H I の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

【別紙】 合併契約書



吸収合併契約書

株式会社 IHI (以下「IHI」という。)と株式会社 IHI セグメント(以下「ISEG」という。)は、次のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(合併の当事者)

第1条 IHI および ISEG は、吸収合併存続会社(以下「存続会社」という。)および吸収合併消滅会社(以下「消滅会社」という。)をそれぞれ次のとおり定めて吸収合併(以下「本件合併」という。)を行う。

- | | | |
|----------|------|---------------------|
| (1) 存続会社 | (商号) | 株式会社 IHI |
| | (住所) | 東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号 |
| (2) 消滅会社 | (商号) | 株式会社 IHI セグメント |
| | (住所) | 東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号 |

(合併承認株主総会)

第2条 IHI は、本件合併に際して、会社法第 796 条第 2 項の定めにより、株主総会の決議による本契約の承認を得ることなく行う。

2 ISEG は、本件合併に際して、会社法第 784 条第 1 項の定めにより、株主総会の決議による本契約の承認を得ることなく行う。

(効力発生日)

第3条 本件合併の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、2026 年 4 月 1 日とする。
ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるとき、IHI および ISEG 間で協議のうえ、これを変更することができる。

(会社財産の引継ぎ)

第4条 ISEG は、効力発生日前日の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、資産、負債および権利義務の一切を効力発生日において IHI に引き継ぎ、IHI はこれを承継する。

(合併に際して交付する金銭等およびその割当て)

第5条 IHI は、ISEG の全株式を所有しており、本件合併に際して、ISEG の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等の交付は行わない。

(IHIの資本金および準備金の額に関する事項)

第6条 本件合併に際し、IHIの資本金および準備金の額は増加しない。

(本契約の効力)

第7条 本契約は、その締結や実行に関し、関係官庁の承認等が必要である場合にこれらが得られないときは、その効力を失う。

(解散費用)

第8条 効力発生日以降において、ISEGの解散のために支出すべき費用は、すべて存続会社であるIHIの負担とする。

(協議事項)

第9条 本件合併に関し、本契約に定めのない事項については、IHI および ISEG 間で誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

(以下余白)

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、IHI が原本を、ISEG が写しを保有する。

2026 年 2 月 24 日

東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号

株式会社 IHI

代表取締役社長 井手 博



東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号

株式会社 IHI セグメント

代表取締役社長 井上 忠幸

